

改正

昭和48年4月1日告示第8号

昭和54年4月13日告示第44号

昭和54年7月17日告示第53号

昭和63年6月30日告示第28号

平成5年1月25日告示第73号

平成6年3月29日告示第23号

平成11年1月29日告示第1号

平成17年2月24日告示第5号

平成28年11月30日告示第115号

令和2年11月30日告示第136号

駒ヶ根市建設工事等入札制度合理化要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建設工事並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務の入札に際し、その公共性並びに特殊性に鑑み、業者の信用、技術及び施行能力等を重視して公正自由な競争を図るため、建設工事等の入札等に参加を希望する者に対する合理的な資格基準を設け、適正な運営を行うために必要な事項を定めるものとする。

(資格基準等)

第2条 市長は、建設工事の競争入札に参加を希望する者について、経営規模その他経営に関する客観的事項の審査の結果に基づき、工事の種類に応じて必要な等級に区分し、主観的要素を勘案してこれを発注の標準とする工事金額と対応させて入札参加者を決定し又は指名する。

2 市長は、建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務（以下「建設コンサルタント業務」という。）の競争入札に参加を希望する者について、経営規模等を審査して建設コンサルタント業務の適格者を決定し又は指名する。

(競争入札に参加することができない者)

第3条 競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると市長が認めるときは、2年以内で市長が定める期間その者を競争入札に参加させないものとする。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にし、又は工事材料の品質若しくは数量に関し不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が、契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由なくして契約を履行しなかったとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (7) 前各号の規定により競争入札参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

（入札参加資格審査の申請）

第4条 建設工事の入札に参加しようとする者は、建設工事入札参加資格審査申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23の規定による経営事項審査結果通知書の写し
- (2) 法第3条の規定による建設業許可証明書又は確認書の写し
- (3) 定款（法人の場合に限る。）
- (4) 法人にあつては登記事項証明書。個人事業者にあつては代表者の身分証明書
- (5) 営業の沿革
- (6) 営業所一覧表
- (7) 工事施行金額調書
- (8) 工事経歴書
- (9) 職員数調書
- (10) 技術者経歴書
- (11) 営業用機械器具調書
- (12) 主要取引金融機関調書
- (13) 財務諸表
- (14) 納税証明書（駒ヶ根市に納税義務のある者は市税等完納証明書とする。）

- (15) 誓約書
 - (16) その他市長が必要と認める書類
- 2 建設コンサルタント業務の競争入札に参加しようとする者は、コンサルタント業務入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- (1) 次の事業に係る登録証明書の写し
 - ア 測量業者 測量法（昭和25年法律第188号）第55条第1項の規定による登録
 - イ 建築コンサルタント 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による建築士事務所についての登録
 - ウ 建設コンサルタント 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）の規定による登録
 - エ 地質調査業者 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）の規定による登録
 - オ 補償コンサルタント 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）の規定による登録
 - (2) 営業所一覧表
 - (3) 法人にあつては登記事項証明書。個人事業者にあつては代表者の身分証明書
 - (4) 業務経歴書
 - (5) 職員数調書
 - (6) 技術者経歴書
 - (7) 財務諸表
 - (8) 納税証明書（駒ヶ根市に納税義務のある者は市税等完納証明書とする。）
 - (9) 誓約書
 - (10) その他市長が必要と認める書類
- 3 建設業者であつて建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第1条に規定する支店に準ずる営業所を有する者、又は建設コンサルタント業務の業者であつて、支店に準ずる営業所においても入札に参加しようとする者は、入札参加願に委任状を添付しなければならない。
- 4 入札参加資格審査申請は、定期に行う資格審査（以下「定期審査」という。）の年の1月4日から1月末日までに提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
- 5 前項の期日までに提出のなかった者については、次の各号に掲げる期日までに追加提出することができる。

- (1) 定期審査の年 7月1日から7月末日まで又は10月1日から10月末日まで
- (2) 定期審査の年以外の年 2月1日から2月末日まで、7月1日から7月末日まで又は10月1日から10月末日まで

6 第1項又は第2項に規定する入札参加資格審査の申請に必要な書類は、長野県が行う入札参加資格審査の定期申請を行った場合には、市長が定める書類について、その提出を省略することができる。

(入札参加資格者名簿の登録)

第5条 第4条に規定する入札参加資格審査申請を提出した者について、入札参加資格審査申請書及びその添付書類を基礎として、競争入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）の審査をし、入札参加資格があると認められた者（以下「有資格者」という。）について、建設工事については、第8条の審査結果に基づく総合数値により等級格付を行い、建設工事入札参加資格者名簿に、建設コンサルタント業務にあつては、第4条第2項に規定する書類の審査結果を建設コンサルタント業務入札参加資格者名簿に登録する。

2 法の適用を受けない建設業者の等級格付は、土木一式工事については、第9条第1号のE、建築一式工事については同条第2号のE、電気配線工事及び電気通信工事については同条第3号のC、管その他の工事については同条第4号のCにそれぞれ格付するものとする。

3 第1項及び前項の規定にかかわらず、建設業者が長野県において等級格付をされているときは、当該格付をもって前項に規定する等級格付を受けたものとみなす。

4 第1項及び第2項の建設工事入札参加資格者名簿及び建設コンサルタント業務入札参加資格者名簿の有効期間は、定期審査の年の6月1日から翌々年の5月31日までとする。ただし、市長がやむを得ないと認めた者の入札参加資格の有効期間は、この限りでない。

(入札参加資格を付与しない者)

第6条 次のいずれかに該当する者には、入札参加資格を付与しないものとする。

- (1) 市税等に未納がある者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者であるとき。
- (3) 駒ヶ根市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2条第2号に規定する暴力団員であるとき。
- (4) 建設工事にあつては、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していない者（届出の義務がない者を除く。）

(入札参加資格の承継)

第7条 有資格者で営業の同一性を失うことなく組織の変更等が行われた場合は、市長の承認を得て、その変更前の入札参加資格を承継することができる。

2 前項の場合において、承継しようとする者の経営の規模、状況等から承継しようとする者に有資格者の等級格付をそのまま認めることが不相当であると認めるときは、入札参加資格の承継の承認の際、等級格付を変更することができる。

3 第1項の規定により入札参加資格を承継しようとする者は、組織変更等が行われたときから1か月以内に入札参加資格承継申請書に、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 建設工事 第4条第1項第1号、第4号及び第16号に規定する書類

(2) 建設コンサルタント業務 第4条第2項第1号、第3号及び第10号に規定する書類

4 第1項又は第2項の規定により入札参加資格に承継の認否を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(審査項目及び基準)

第8条 審査の項目及び基準については、法第27条の23第3項の規定による経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成6年建設省告示第1461号）によるほか、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 審査基準日の直前2年の各事業年度に含まれる月数の合計が24箇月に満たない者は、当該期間の完成工事高の合計額を当該期間の月数の合計で除して得た月当たり完成工事高を2箇年に換算し、次の割合を乗じて算定した完成工事高を基礎として、年間平均完成工事高を算定するものとする。

ア 6箇月未満 4割

イ 12箇月未満 7割

ウ 12箇月以上 9割

(2) 組織変更が行われた沿革を有する者で、審査基準日の直前事業年度のない者及び組織変更又は一般承継若しくは企業合同が審査基準日後に行われた沿革を有する者にかかわる完成工事高は、それぞれ変更前の審査基準日直前2年の各事業年度における完成工事高の合計額を基礎として年間平均完成工事高を算定し、その他の項目については審査基準日又は当該理由の発生日を基準として算定するものとする。

(級別建設工事の工種ごとの発注標準)

第9条 建設工事の工種ごとの発注の標準は、有資格業者について各等級別に次のとおりとする。

(1) 土木一式工事

等級	工事金額
A	700万円以上
B	8,000万円未満
C	3,000万円未満
D	1,500万円未満
E	800万円未満

(2) 建築一式工事

等級	工事金額
A	800万円以上
B	9,000万円未満
C	4,500万円未満
D	2,000万円未満
E	900万円未満

(3) 電気配線工事及び電気通信工事

等級	工事金額
A	200万円以上
B	2,000万円未満
C	600万円未満

(4) 管その他の工事

等級	工事金額
A	200万円以上
B	3,000万円未満
C	700万円未満

(5) 法の適用を受けない建設業者の工事金額は、土木一式工事については100万円未満、建築一式工事については300万円未満、電気配線工事及び電気通信工事並びに管その他の工事については50万円未満とする。

(専門工事業者の決定又は指名)

第10条 土木一式工事又は建築一式工事で、工事の主体が専門工事である場合は、専門工事業者を含めて決定し、又は指名することができる。

(設備工事の分離契約)

第11条 電気配線工事、電気通信工事又は管工事等の設備工事については、分離して入札に付することができる。

(指名業者の選定)

第12条 業者を指名しようとするときは、建設工事にあたっては級別発注標準及び建設工事入札参加資格者名簿により当該工事金額に対応する等級に属する有資格者から、建設コンサルタント業務にあつては、建設コンサルタント業務入札参加資格者名簿により営業の種類に対応する有資格者から選定するものとする。

第13条 第12条の規定により指名業者を選定しようとするときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無その他信用状態
- (2) 工事の成績及び工事の安全成績
- (3) 技術者の状況
- (4) 手持工事の状況
- (5) 当該工事に対する地理的条件
- (6) 当該工事施工についての技術的適性

(随意契約における業者の選定)

第14条 随意契約による場合の業者の選定は、第12条の規定を準用し、資格者名簿に登録された者から選定するものとする。

(指名等の特例)

第15条 特殊の技術を要する工事又は特別の理由のあるときは、第12条及び第14条の規定にかかわらず業者を選定することができる。

(秘密の保持)

第16条 指名業者の選定については、関係者以外の者に漏れないよう秘密保持に注意しなければならない。

(等級格付の通知)

第17条 第4条に規定する入札参加資格審査申請の提出のあった建設業者については、当該建設業者のその者に係る審査結果を通知するものとする。ただし、資格者名簿の公表をもって通知を省

略することができるものとする。

(共同請負)

第18条 2以上の建設業者が共同連帯して工事を請け負うために、共同企業体を結成し、入札に参加しようとする場合は、別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、昭和39年6月1日から適用する。

附 則 (昭和48年告示第8号)

この要綱は、昭和48年4月1日から適用する。

附 則 (昭和54年告示第44号)

この要綱は、昭和54年4月1日から適用する。

附 則 (昭和54年告示第53号)

この要綱は、昭和54年7月1日から適用する。

附 則 (昭和63年告示第28号)

この要綱は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則 (平成5年告示第73号)

この告示は、平成5年2月1日から施行する。

附 則 (平成6年告示第23号)

この告示は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年告示第1号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成17年告示第5号)

この告示は、平成17年3月7日から施行する。

附 則 (平成28年11月30日告示第115号)

(施行期日)

1 この告示は、平成28年12月1日から施行する。

(共同請負実施要領の一部改正)

2 共同請負実施要領(昭和54年告示第52号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (令和2年11月30日告示第136号)

この告示は、令和2年12月1日から施行する。